

5 各種産業の振興

5 各種産業の振興

事業名	地域経済循環創造事業(H24～)		
事業内容	<p>地方公共団体が、地域の金融機関や民間事業者等と連携し、地域資源を生かした先進的で持続可能な事業を実施する場合において、事業を実施する民間事業者等が事業化段階で必要となる経費について助成する。</p> <p>1 交付対象 地方公共団体</p> <p>2 交付対象経費 施設整備費、機械装置費、備品費、調査研究費</p> <p>3 交付限度額 交付対象経費のうち、融資額を除き地方公共団体が民間事業者等に助成する経費(※1)に原則1/2(※2)を乗じた額 ※1:融資額に応じ上限(2,500万円, 3,500万円, 5,000万円)が異なる。 ※2:条件不利地域等は2/3・3/4, 新規性・モデル性が極めて高い事業は10/10</p>		
助成等の要件	<p>1 投資効果、経済循環創造効果、地元雇用創出効果、地元原材料活用効果、課税対象利益等創出効果、地域課題解決効果の高いビジネスモデルを有すること。</p> <p>2 適切な地域金融が確保されているものであること。 ・投資効果が高く、融資の確約があるもの ・金融機関が事業性を十分審査し、コンサルティング機能の発揮が期待されるものであること</p> <p>3 産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を策定済み又は策定中である(策定に取り組んでいる)こと。</p> <p>4 地域課題の解決に資するもの(公益的な外部効果の高いもの)。</p> <p>5 事業の新規性(地域での既存事業との非競合性)。</p> <p>6 地域における生産・サービス拠点の創出に資する建築・設備工事費や製造設備の購入費等の設備投資に要する経費(ハード)が主要な内容となっていること。</p>		
助成対象	都道府県, 市町村		
その他補足			
集落対策関連		所管団体	総務省地域力創造グループ地域政策課
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策, ソフト対策	県の担当部署	総合政策部総合政策課計画管理室計画管理班
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-5721
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/iichi_gyousei/c-gyousei/local10000_project.html

事業名	ふるさとものづくり支援事業(H16～)		
事業内容	<p>企業等の地域資源を活用した新商品開発等に対し市町村が支援を行う場合に、一般財団法人地域総合整備財団が当該市町村に対して補助金を交付することで、地域産業の育成・振興に資するよう地域における投資や雇用の創出を図る。</p>		
助成等の要件	<p>1 A～Cタイプ 将来的に事業化・量産化が可能な特徴ある新商品開発を行うことで地域産業の発展が図られること。(経費の規模に応じて補助金を交付)</p> <p>2 Dタイプ これまでに新商品開発に取り組み、試作品が完成したものの商品化に至っていないものについて、商品化に向けた事業化・市場調査・販路開拓等を実施すること。</p> <p><補助額> Aタイプ:1,000万円以内, Bタイプ:500万円以内, Cタイプ:100万円以内, Dタイプ:200万円以内 ただし、補助対象経費の2/3以内(補助対象事業が過疎地域・みなし過疎地域(旧過疎地域に限る。), 離島地域, 特別豪雪地帯において行われる場合には9/10以内)</p>		
助成対象	市町村		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	一般財団法人地域総合整備財団
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.furusato-zaidan.or.jp/monodukuri/

事業名	地域再生マネージャー事業(H22～)		
事業内容	<p>地域再生に取り組む市町村に対して、知識やノウハウ等を有する外部専門家(地域再生マネージャー等)を活用する費用の一部を支援することで、当該地域の段階・実情に応じた地域再生の取組を促進し、地方創生に資するよう活力と魅力ある地域づくりに寄与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外部専門家短期派遣事業 外部人材派遣に関する経費(謝金, 旅費)を原則として財団が負担し, 外部人材へ直接支払う。 2 ふるさと再生事業 外部専門家の活用に関する費用(謝金, 旅費)及びその他経費を助成する。 3 まちなか再生事業 外部専門家または外部専門家が所属する法人との業務委託契約にかかる経費を助成する。 		
助成等の要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 外部専門家短期派遣事業 派遣内容 ・原則として1件当たり1回(1人)まで ・2泊3日で現地調査と提言, または1泊2日で現地調査, 後日オンラインで提言を行う。 2 ふるさと再生事業 助成額: 700万円以内(複数の市町村が共同で取り組む事業の場合は1,000万円以内) 助成率: 助成対象経費の2/3以内 3 まちなか再生事業 助成額: 700万円以内(複数の市町村が共同で取り組む事業の場合は1,000万円以内) 助成率: 助成対象経費の2/3以内 		
助成対象	市町村		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	一般財団法人地域総合整備財団
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	人的支援(人材派遣など)	関連HP	https://www.furusato-zaidan.or.jp/chiiki/

事業名	特用林産物の恵み豊かな産地づくり事業(R4～)		
事業内容	<p>しいたけや枝物など地域特性を生かした特用林産物の生産振興を図るため、担い手の育成や生産基盤等の整備, 消費拡大の取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原木しいたけ・枝物新規生産者の確保・育成 ・特用林産物の生産基盤, 集出荷施設等の整備に対する助成 ・食育支援, イベント等の開催に対する助成 		
助成等の要件	鹿児島県特用林産振興基本方針で振興地域として指定された市町村で行う取組であること。		
助成対象	市町村, 民間企業, 椎茸農協, 森林組合, 農業協同組合, 農事組合法人, 林業者等の組織する団体など		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策, ハード対策	県の担当部署	環境林務部森林経営課特用林産係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3364
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	かごしまの竹で育む産地づくり事業(R4～)		
事業内容	<p>豊富な竹林資源を生かした早掘りたけのこの生産振興と竹材の有効活用を図るため、担い手の育成や生産体制づくり、たけのこ・竹製品の需要拡大の取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たけのこ新規生産者の確保・育成 ・たけのこ・竹材の生産林の整備 ・たけのこ・竹材の生産・加工機械等の整備 ・イベントの開催 ・たけのこ加工品及び竹製品の開発と普及・PR 		
助成等の要件	鹿児島県特用林産振興基本方針で振興地域として指定された市町村で行う取組であること。		
助成対象	市町村、民間企業、森林組合、農業協同組合、農事組合法人、林業者等の組織する団体など		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策, ハード対策	県の担当部署	環境林務部森林経営課特用林産係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3364
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	林業・木材産業構造改革事業(H14～)		
事業内容	<p>森林・林業の再生の基盤となる施設・機械の整備等を推進するとともに、地域の持つ力を最大限に引き出しつつ、森林の整備・保全の推進、林業の持続的かつ健全な発展、木材産業の健全な発展と木材利用の推進のため、関連する諸施策を効率的かつ効果的に展開する取組を支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高性能林業機械等の導入 2 特用林産振興施設等の整備 3 木材加工流通施設等の整備など 		
助成等の要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 県林業・木材産業構造改革事業等推進計画の目標達成に資する施設であること 2 受益戸数、費用対効果、施設の耐用年数等が基準に適合していること 3 その他個別に定められた要件を満たしていること 		
助成対象	都道府県、市町村、森林組合、農協、団体、法人など		
その他補足	<p>〔留意事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係市町村長が事業計画を作成する必要がある 2 関係市町村の予算措置が必要である 		
集落対策関連		所管団体	林野庁
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策, ハード対策	県の担当部署	環境林務部かごしま材振興課木材加工流通係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3362
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業(R3～)		
事業内容	<p>中小事業者等のグループが、商店街等において、来街者の消費動向や需要の変化を踏まえ、需要に応じた最適な供給体制(テナントミックス)の実現を目指す取組を地方公共団体が支援する場合に、国がその費用の一部を補助する。</p> <p>(1)地域商業機能複合化推進事業 【ソフト事業】デジタルツールの活用やチャレンジショップの実施 AIカメラ等の導入による来街者の属性・回遊情報の収集・分析や、空き店舗等を活用したチャレンジショップの実施による消費者ニーズの把握等、テナントミックスの実現に繋がる情報の収集・分析に係る取組を支援する。 【ハード事業】新たな需要を創出する施設の整備 最適なテナントミックスを実現するため、来街者の属性や消費動向等の分析を踏まえ、エリア全体への波及効果をもたらす魅力的な施設の整備を行う取組を支援する。</p> <p>(2)外部人材活用・地域人材育成事業 地域に外部の専門人材を派遣し、テナントミックスの実現に向けた推進体制の構築や計画策定等を後押しするワークショップ等の伴走支援を実施するとともに、当該取組の全国への横展開を促進する。</p>		
助成等の要件	まちづくり会社、商店街組織、飲食店街、温泉組合など		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	中小企業庁商業課、中心市街地活性化室
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	商工労働水産部商工政策課商工振興班
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2931
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/shogyoijgyou.html#4kino_fukugo

事業名	面的地域価値の向上・消費創出事業(R5～)		
事業内容	<p>コロナ禍による来街者のニーズの多様化や、足下の円安メリットを活かしたインバウンドの回復等が期待される中、成長意欲のある商店街等が地域と連携して実施する新たな滞留・交流空間の整備や、地域資源等を活かした消費を創出するための事業等を支援する。</p>		
助成等の要件	<p>○補助対象事業(1)および(2)が事業計画に含まれていることが必要)</p> <p>(1) 専門家による伴走支援 地域の稼ぐ力の向上に向け、地域活性化等の知見を有する専門家が面的に伴走(助言等)するために必要な経費(謝金、旅費等)を支援する。</p> <p>(2) 消費創出事業、(3) 滞留・交流空間整備事業 域外(インバウンド含む)から新たな需要を取り込むために実施する、地域資源等を活かした消費創出事業や同事業の効果を高める滞留・交流空間整備を支援する。 ※ 滞留・交流空間整備事業のみの申請は認められない。必ず、消費者創出事業と連携した整備事業とすること。</p> <p>○補助率等 ・対象経費の2/3以内、上限:3000万円、下限:200万円(補助対象事業(1)~(3)の合計額)</p>		
助成対象	法人格を有する商店街等の組織、法人格を持たない商店街等の組織、法人格を有する民間事業者、法人格を持たない民間組織、支援機関		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	中小企業庁商業課、各経済産業局
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	商工労働水産部商工政策課商工振興班
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2931
助成等の形態	補助金・交付金の交付	関連HP	https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/2023/230208menteki.html

事業名		商店街活性化デジタル活用支援事業	
事業内容	<p>商店街の活性化を図るため、デジタル技術や活用して、商店街の魅力向上などに取り組む市町村を支援するほか、空き店舗の解消に向け、マッチングサイトを活用して事業承継を促進する。</p> <p>1 デジタル技術を活用した商店街活性化支援(市町村への補助) 補助対象:市町村 補助率:1/2 補助対象経費:市町村が商店街等を実施する支援または補助に必要な経費 補助限度額:100万円</p> <p>2 事業承継マッチング支援(委託) 県内商店街等において後継者不足に直面する事業者と、事業や店舗を譲り受けたい県内外の事業者とのマッチングを支援することにより、空き店舗の解消を図る。</p>		
助成等の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術や活用した商店街活性化のための取組 ・事業承継を促進するための取組 		
助成対象	市町村		
その他補足			
集落対策関連	所管団体	鹿児島県	
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策, ハード対策	県の担当部署	商工労働水産部商工政策課商工振興班
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2931
助成等の形態	補助金・交付金等の交付 その他(委託)	関連HP	

事業名		起業支援プロジェクト事業(R3～)	
事業内容	<p>起業に向けた機運の醸成を図るとともに、起業しやすい環境を整備するため、起業準備者等を対象に、ビジネスプラン策定の支援やビジネスプランコンテストの開催、事業化に必要な経費の支援など一貫した伴走支援を行う。</p> <p>[内容]</p> <p>① ビジネスプランコンテストの開催 ② 起業支援伴走プログラム ③ 補助事業 ○対象経費:店舗改装費, 設備費, 広報費, 外注費, 旅費等 ○補助率等:対象経費の2/3以内, 上限150万円</p>		
助成等の要件	<p>① 対象者:県内において起業予定の者, 県内中小企業者等 ② 対象者:起業準備者, ビジネスプランコンテスト参加者等 ③ 対象者:ビジネスプランコンテスト最終審査参加者</p>		
助成対象	民間企業など		
その他補足			
集落対策関連	所管団体	鹿児島県	
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	商工労働水産部産業立地課新産業創出室スタートアップ支援係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2964
助成等の形態	補助金・交付金等の交付, その他	関連HP	https://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/syoko/shien/kigyoo/index.html https://www.kisc.or.jp/needs-cat/n-new/

事業名	鹿児島ブランド支援センターアドバイザー紹介活用事業(H4～)		
事業内容	<p>「売れる商品づくり」を支援するため、商品開発・改良技術や市場展開活動に対し専門家の紹介・斡旋等を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新商品の開発, 研究, 試作等の支援 2 新商品の市場展開活動の支援 3 試験研究機関等への紹介, 斡旋 4 売れ筋商品などの情報収集, 提供等各種の相談 		
助成等の要件			
助成対象	都道府県, 市町村, 集落・自治会・町村会など, 第三セクター, 民間企業, 公益法人, NPO・ボランティア団体など, 地域産業団体(農協, 商工会議所等), 協議会, 実行委員会など, その他個人, 団体など		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	公益社団法人鹿児島県特産品協会 ブランド支援センター
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	商工労働水産部販路拡大・輸出促進課市場企画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3048
助成等の形態	人的支援(人材派遣など)	関連HP	http://www.k-p-a.jp/

事業名	鹿児島ブランド支援センターかごしまの新特産品コンクール事業(H9～)		
事業内容	<p>多様化する消費者ニーズに対応した売れる商品づくりを促進するため、県内で新たに開発・製造・改良された商品のコンクールを開催し、生産者の技術向上と製品開発意欲の高揚を図るとともに、入賞商品を広くPRすることにより、その販路拡大に努め、もって活力ある地場産業の育成・振興に寄与する。</p> <p>○実施内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ①コンクール(審査, 一般公開, 表彰) ②入賞商品及び出品商品の販路開拓支援 ③入賞商品PR <ul style="list-style-type: none"> ・入賞商品パンフ作成・配布 ・県内外での催事等での展示・販売 ・県, 市, 協会の広報媒体を通じたPR ・県, 市, 協会の各種事業を活用した販路開拓支援 		
助成等の要件	<p>(1) 一般部門(食品, 工芸品) 一次産品や工業用品を除き, 次のすべての条件に該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 県内の企業, 団体及び個人が新たに製造した商品, 又は従来の商品に品質, デザイン, パッケージ等の面で新たな工夫, 改良を加えた商品 ② 概ね前々年以降に販売開始した商品, 又は販売直前の段階にある商品で, 試作品は対象外 ③ 品質表示など関係法令を遵守した商品であること ④ 本コンクールにおいて, 過去に同一商品が入賞していないこと ⑤ 地域の特性を活かしたもので, 適量・継続的に生産可能な商品であること <p>(2) 特設部門(食品, 工芸品) 実施年度において, 一般部門とは別に特設部門が設けられることがあるので, 詳細は当該年度のかごしまの新特産品コンクール実施要領をご覧ください。</p>		
助成対象	都道府県, 市町村, 集落・自治会・町村会など, 第三セクター, 民間企業, 公益法人, NPO・ボランティア団体など, 地域産業団体(農協, 商工会議所等), 協議会, 実行委員会など, その他個人, 団体など		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県, 鹿児島市, 公益社団法人鹿児島県特産品協会
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	商工労働水産部販路拡大・輸出促進課特産振興係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3050
助成等の形態	情報提供, 表彰制度	関連HP	http://www.k-p-a.jp/

事業名	鹿児島ブランド支援センター県産品市場展開支援事業(H9～)		
事業内容	<p>アンテナショップとして首都圏に設置されている、かごしま遊楽館等においてテスト販売を実施し、新商品等の情報収集に努め、新鮮かつ豊富な情報を企業等に提供することによって、消費者ニーズに的確に対応した商品づくりを促進する。 商品テスト販売を実施し、消費者から得られた情報を企業等へ提供する。</p> <p>○対象事業 ・新商品の情報収集 ・新商品の開発、研究、試作等の支援 ・新商品の市場展開活動の支援</p>		
助成等の要件	販売開始後2年以内の加工食品を対象とする。		
助成対象	都道府県、市町村、集落・自治会・町村会など、第三セクター、民間企業、公益法人、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体(農協、商工会議所等)、協議会、実行委員会など、その他個人、団体など		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	公益社団法人鹿児島県特産品協会 ブランド支援センター
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	商工労働水産部販路拡大・輸出促進課市場企画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3048
助成等の形態	人的支援(人材派遣など)	関連HP	http://www.k-p-a.jp/

事業名	外国人材が安心して働ける「かごしま企業」助成事業(R4～)		
事業内容	<p>1 趣旨 県内に主たる事務所を有する、外国人材の受け入れ先の企業や監理団体等(個人事業主を含む)が実施する、外国人材の安定的な受け入れや定着に向けた取組を支援する。</p> <p>2 補助対象経費 報償費、旅費、需用費、役務費、使用料・賃貸料など</p> <p>3 補助率:4分の3以内 ・外国人材の参加人数5人以上 上限16万円 ・外国人材の参加人数5人未満 上限8万円</p>		
助成等の要件	<p>【補助対象事業の要件】 応募者の行う取組が次のいずれかに該当すること (1) 就業規則、業務マニュアルや社内掲示物の多言語化など、外国人材の定着に繋がる取組 (2) 外国人材の日本語能力の向上に繋がる取組 (3) 外国人材が日本文化や県内の歴史・自然等を体験する取組 (4) 外国人材と地域との交流を図る取組 (5) 団体等が構成員に対し行う、外国人材の安定的な受け入れや定着に向けた取組 (6) その他、当事業の趣旨に即した取組</p>		
助成対象	集落・自治会・町村会など、第三セクター、民間企業、公益法人、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体(農協、商工会議所等)、協議会・実行委員会など、その他個人・団体など		
その他補足			
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	商工労働水産部外国人材政策推進課 外国人材受入推進班
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3080
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	鹿児島県ホーム > 産業・労働 > 産業支援 > 外国人材の受け入れ・活躍支援 > 外国人受入事業者等向けの支援・取組に掲載予定

事業名	地域雇用活性化推進事業(R元～)		
事業内容	雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等による、地域の特性を活かした「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組を支援する。 市町村等が実施する産業振興施策や各府省の地域再生関連施策等との連携の下に、市町村と経済団体等から構成される協議会が提案した事業構想の中から、「魅力ある雇用やそれを担う人材の維持・確保効果が高いと認められるもの」や「地域の産業及び経済の活性化等が期待できるもの」をコンテスト方式で選抜し、当該協議会に対しその事業の実施を委託する。		
助成等の要件	・自発雇用創造地域(地域雇用創造計画を策定し、国の同意を受けた地域) ・過疎地域や重大な災害の被害を受けた地域として国が定めた地域		
助成対象	協議会、実行委員会など		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	厚生労働省
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	商工労働水産部雇用労政課雇用支援係
対象地域	過疎地域、その他地域	連絡先	099-286-3028
助成等の形態	その他	関連HP	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03839.html

事業名	「稼ぐ力」を引き出す大規模畑かん営農展開推進事業(R4～)		
事業内容	大規模畑地かんがい施設整備事業地区(肝属中部・徳之島・沖永良部)で策定した畑かん営農ビジョンに基づき、水利用の理解促進、畑かん営農を担う経営体等の育成、畑かんを活用した多様な産地育成などの取組に対し助成を行う。 ◎助成割合:定額		
助成等の要件	各地域振興局・支庁農政普及課等(事務所・支所)の所管区域の農業者組織で、以下の要件を満たす組織 (1)地域のリーダー的農業経営者等で構成される組織 (2)組織活動を通じて相互の研鑽や経営改善に取り組んでいる組織 (3)組織活動を通じて地域農業・農村の振興に寄与している組織		
助成対象	農業者組織		
その他補足	肝属中部地区、徳之島地区、沖永良部地区		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	農政部経営技術課普及企画係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-3148
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	